

農村災害対策整備事業

◆趣旨

地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている地域や、災害に対して脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を行う。

特に甚大な災害を受けた地域において、再度の災害発生を防止するための農業用施設等の整備に併せて、持続的な営農が行われ農業用施設等の洪水防止等の防災機能を十分発揮させるために、農業生産基盤の整備と農村生活維持施設の整備を行い、もって、被災農村における耕作放棄地の発生抑制や農村コミュニティ機能の回復に資する。

◆事業の内容

- (1) 調査計画事業 ① 災害防除対策推進地域等における農村災害対策整備計画の作成 ② 甚大な災害発生地域における整備計画の作成
(2) 整備事業 整備計画に位置付けられた、次に掲げる事業を対象とする。

- ① 災害防除対策推進地域等においては下表の1の(1)から(5)までの事業
② 甚大な災害発生地域においては下表の1の(1)から(10)までの事業
③ ①又は②の事業と併せて行う下表の2及び3の事業（ただし、下表の3の事業にあつては甚大な災害発生地域に限る。）

◆事業の種類

区分	事業種類		
1 農業生産基盤整備	(1) 農業用ため池整備 (4) 水抜工等 (7)※区画整理 (10)※農用地の改良又は保全	(2) 農業用排水施設整備 (5) 農地機能保全対策工事 (8)※農用地造成	(3) 土砂崩壊防止施設 (6)※農業用排水施設整備 (9)※農道整備
2 農村防災施設整備	(1) 緊急避難路整備 (4) 緊急避難施設の耐震化 (7) 防護柵等安全設備	(2) 緊急避難塔整備 (5) 情報基盤施設整備 (8) 災害防除林	(3) 防火水槽整備 (6) 雪崩防止施設整備
3 農村生活維持施設整備	(1)※農業集落道路整備 (4)※農業施設等用地整備	(2)※営農飲雑用水施設整備	(3)※農業集落排水施設整備

事業種類の「※」は甚大な災害発生地域に該当する地域においてのみ対象となる。

◆実施要件

- (1) 調査計画事業

- ①災害防除対策推進地域等又は甚大な災害発生地域であること。
②事業実施主体等による地域の農業用施設や農村防災施設等の点検がなされていること。

- (2) 整備事業

整備事業は、整備計画に記載されている事業であつて、対象事業のうち少なくとも一つを実施すること。また、それぞれの事業は当該受益面積要件を満たすこと。

◆実施主体

- (1) 調査計画事業は、県または市町 (2) 整備事業は、県、市町、土地改良区等

山口県農林水産部農村整備課計画調整班

TEL : 083-933-3423

FAX : 083-933-3429

E-mail : a17500@pref.yamaguchi.lg.jp